

## 安八町空家バンク事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空家の有効活用及び町内への移住定住の促進による地域活性化を図るため、安八町空家バンク事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がされていないことが常態である（近く使用しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により当該空家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空家バンク 町内への定住等を目的として空家の利用を希望する者に対し、空家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を提供する制度をいう。
- (4) 協力事業者 公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部に加盟し、空家バンクの登録に係る空家の調査又は空家の契約交渉について町に登録をした事業者をいう。

### (空家の登録等)

第3条 空家バンクに空家を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、安八町空家バンク登録申込書（第1号様式）及び安八町空家バンク登録台帳（第2号様式。以下「登録台帳」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査をするものとする。
- 3 町長は、前項に規定する調査を実施する場合において、協力事業者に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができる。
- 4 町長は、第2項の規定による調査により登録することが適当と認め、当該空家を登録したとき又は登録しないこととしたときは、安八町空家バンク登録完了（却下）通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

5 町長は、第1項の規定による申込みをしていない空家で、空家バンクによる有効活用が望ましいと認めるものは、その所有者等に対して空家バンクへの登録を勧めることができるものとする。

6 第4項の規定による登録の有効期限は、登録した日から3年とする。ただし、第1項の規定による登録の申込みを行うことにより再登録したときは、当該再登録をした日から3年とする。

(空家に係る登録事項の変更の届出等)

第4条 前条第4項の規定により登録完了の通知を受けた者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、安八町空家バンク登録変更届出書(第4号様式)に登録事項の変更内容を記載した登録台帳を添えて、町長に届け出なければならない。

(空家バンクの登録の取消し)

第5条 物件登録者は、第3条第4項の規定による登録を取り消すときは、安八町空家バンク登録取消届出書(第5号様式)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出書の提出があったとき、又は空家バンクに登録された空家(以下「登録物件」という。)に係る所有権等の権利に異動があったときその他登録を取消すことが適当と認めたときは、当該空家バンクの登録を取消すとともに、安八町空家バンク登録取消通知書(第6号様式)により物件登録者に通知するものとする。

(空家情報の公開)

第6条 町長は、登録台帳に記載された情報(以下「登録情報」という。)の一部をホームページ等に掲載し公開するものとする。

(利用登録の要件)

第7条 空家バンクの情報を受け、空家を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 登録物件に定住し、生活拠点としようとする者

(2) 登録物件に定住し、又は定期的に滞在しようとする者で、本町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(3) 登録物件に定住し、又は定期的に滞在しようとする者で、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

(4) その他町長が適当と認めた者

(利用登録)

第8条 利用希望者は、安八町空家バンク利用登録申込書（第7号様式）及び安八町空家バンク利用宣誓書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その内容を確認し、登録することが適当と認め、登録したとき又は登録しないこととしたときは、安八町空家バンク利用登録完了（却下）通知書（第9号様式）により当該利用希望者に通知するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期限は、登録した日から3年とする。ただし、第1項の規定による登録の申込みを行うことにより再登録したときは、当該再登録をした日から3年とする。

(利用登録事項の変更の届出等)

第9条 第8条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、安八町空家バンク利用登録変更届出書（第10号様式）により町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 利用登録者は、第8条第2項の規定による登録を取り消すときは、安八町空家バンク利用登録取消届出書（第11号様式）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出書の提出があったとき、又は利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空家バンクの利用登録を取消すとともに、安八町空家バンク利用登録取消通知書（第12号様式）により利用登録者に通知するものとする。

(1) 第7条に規定する要件を欠くと認めるとき。

(2) 空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 安八町空家バンク利用登録申込書（第7号様式）の内容に虚偽があったとき。

(4) その他町長が適当でないと認めるとき。

(登録物件の交渉の申込み等)

第11条 登録物件を利用しようとする利用登録者は、安八町空家バンク登録物件交渉申込書（第13号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合は、協力事業者にその旨を通知するものとする。

(利用登録者の交渉等)

第12条 前条第2項による通知を受けた協力事業者は、遅滞なく当該利用登録者と交渉を行うとともに、その交渉結果について、町長に報告するものとする。

2 町長は、利用登録者との空家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(暴力団の排除)

第13条 安八町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と認められる者は、空家バンクを利用することができない。

(その他)

第14条 この要綱は、空家バンク以外による空家の取引を妨げるものではない。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。